

告 示

埼玉県告示第三百八十号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十八条の二第一項の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年五月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 区域の存する河川

庄兵衛堀川

二 区域の表示

イ 区域の長さと幅

久喜市菖蒲町昭和沼四十三番地先と同市河原井町六十四番地先の間の導排水路の中心線から左右岸一・二九メートルまでの間で当該導排水路及び関連施設が存する区域

ロ 区域の高さ

久喜市菖蒲町昭和沼四十三番地先の標高十・〇二メートルと同市河原井町六十四番地先の標高九・八五メートルを導排水路に沿って結んだ線から七・〇一メートルから八・八四メートルまでの深さの間で当該導排水路及び関連施設が存する区域